

実務研究

日本税務会計学会
平成23年5月 月次研究会



田口 渉 [向島]

税理士の損害賠償責任についての検討

I はじめに

税理士は、「税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ること」が使命とされている。（税理士法1条）

全ての業務に対して誤りのない対応ができるならば何ら問題はないが、時として

II 税理士と依頼人である納税者の法的関係について

1. 税理士としての「善管注意義務」

税理士と依頼人である納税者の法的関係は、「委任契約」である。（注1）納税者が「委任者」となり、税理士は「受任者」となる。（民法643）

受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。（民法644）これを「善管注意義務」という。この善管注意義務が、有償・無償を問わずに認められるところに、「信任関係に基づく委任の本質」がある。（注2）

税理士は、「税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ること」が使命とされている。（税理士法1条）

誤った指導・処理を行ってしまう場合もある。それが原因となり、依頼人である納税者に財産的損害を生じさせてしまうこともある。したがって、日々の業務において損害賠償責任を負う必要がある。業務に起因する損害賠償責任は、依頼者の税務書類の作成過程において、依頼者から事情を聴取する際には、特に問題となりそうない点に言及し、事実関係の把握に努め、依頼者の説明だけでは十分に事実関係を把握できない場合には、課税庁で当該疑問点を指摘し、調査を尽くさなければならぬ」とされた。この裁判例は、税理士の善管注意義務に「税理士の税務官庁に対する申告書の閲覧請求」が含まれることを示した点から、税理士実務に対して評価されている。（注5）

また、この裁判例について、「税理士としての慣行」から、「税理士として業務の水準」を善管注意義務の基準とした点が注目されている。納税者からすれば、税理士のミスによる損害を避けるために、税理士にこの程度のことはして欲しいという一定の基準があり、努力しさえすれば遂行できるという水準で、これにより顧客が救われるとすれば、これを遂行すべきではないかという考え方に基づいた裁判例と評されている。（注6）

税理士法1条、41条の3の趣旨から記帳代行・記帳指導において不正を発見した時は、それを委任者に報告する義務があるとした裁判例（注7）もある。税理士と依頼人との契約内容である「会計帳簿記帳の代行その他財務に関する事務」には不正発見行為は義務としては含まれないが、通常の業務執行であれば容易に発見できたであろう行為であり、見落とすことは義務違反となる。加えて、依頼人から、不正行為の可能性の相談・調査依頼を受けた場合は、積極的に対応すべきこととなる。

3. 税制改正の説明義務

税制改正の説明義務についてはどのように解すべきなのであろうか。

事例としては、担当の銀行員による税制改正の説明義務違反に関して、不法行為責任による損害賠償責任を認めた裁判例（注8）がある。換言すれば、銀行員であっても「税制改正の説明義務違反」が損害賠償責任の根拠として認められるのであれば、税務を生業としている税理士においてもその責任は生じると理解して良い。税制に関する充分な情報発信も、税理士の専門家責任のひとつとして理解して良いだろう。（注9）

特に、租税特別措置法に基づく税制は限定的な制度であるので、それに関連するタックスプランニングについては、税制改正についての十分な説明と、内容を

文書化して説明したことを明確にしておくといった対応が検討されるべきである。（注10）

2. 「善管注意義務」に関する事例の検討

税理士の損害賠償責任について言及した裁判事例は数多い。その多くは、税務処理上の誤りによるものである。

最近においては、医療分野と同様に、顧問税理士以外の税理士に意見を求める「セカンドオピニオン」が、税務実務の分野でも生じてきているのである。（注11）

この税理士業界における「セカンドオピニオン」という現象について、どのように捉えられるべきなのであろうか。セカンドオピニオンする税理士について規定

制する法律や規則はなく、仮に否定されるべきものであれば、税理士業界の価値観に委ねるべきではない。私見としては、「税金版セカンドオピニオン」の表面化により、過失の指摘を受け、損害賠償責任が問われる可能性が高まったことは否めないが、納税者の立場を考えれば、好意的に捉えるべきであると考えられる。

なお、実際にトラブルに巻き込まれた場合の対応策のひとつとして、税理士会が行う「紛議調停」の存在も知っておきたい。紛議調停は、いわゆる「ADR」のひとつであるが、裁判に持ち込まれる前段階として、活用することができよう。

専門家として問われることは、「専門家ならば当然に熟知しているべき知識と対応策」であり、それを誠実に実行しているならば、損害賠償請求に対して恐れることはない。重要なことは、その対応策について依頼人に理解をしてもらうことである。完全に理解を得ることは難しいかもしれないが、何より「説明不足」は避けるべきであり、理解してもらってはじめて「専門家」であると言える。（注12）

平成8年（注2）我妻榮・有泉亨・川井健「民法2・債権法（第二版）」363頁 勁草書房 平成17年（注3）下森定「日本法における『専門家』の契約責任」川井健編「専門家の責任（オンデマンド版）」33頁 日本評論社 平成20年（注4）京都地裁平成7年4月28日判決（TAIN S.Z99991008）（注5）伊藤義一「税理士の専門家責任とその対応策（その2）」TKC税研情報7巻2号51頁（注6）鳥飼重和「税理士賠償責任の最近の傾向」税務弘報45巻5号82頁（注7）富山地裁平成12年8月9日判決（TAIN S.Z999910042）（注8）東京高裁平成17年3月31日判決（判タ1186号97頁）（注9）平仁「情報発信に伴う税理士の専門家責任」東京高裁平成21年3月11日判決を題材にして「税法学第561号」158頁（注10）内田久美子編「判例解説税理士の損害賠償責任」670頁 大蔵財務協会 平成22年（注11）日本経済新聞平成22年7月3日朝刊39面。税理士新聞平成22年5月5日1頁。（注12）大江晋也・岩下忠吾編「事例からみた税理士の注意義務」税理士職業賠償責任」258頁 ぎょうせい 平成9年 76〜81頁 中央経済社